

参加表明書に関する質問内容および回答内容

美郷町

令和7年6月8日付けで提出のあった質問について、下記のとおり回答します

<p>公告日：令和7年6月4日</p>	
<p>業務名：美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備） 修正設計業務</p>	
質問	回答
<p>1. 公告文 P1. 3. 参加資格 基本設計を担当した設計者は参加可能でしょうか。参加可能とした場合、基本設計時のコスト積算状況や諸条件など事前に把握し得る情報に大きな差が生じるため、著しく公平性を欠いたプロポーザルとなる可能性がございます。 その点について主催者のお考えをご教示ください。</p>	<p>基本設計を担当した設計者も、参加は可能です。 しかしながら、美郷町として現在の基本設計案による建設が不可能と判断し、改めて実施設計者を選定するために本プロポーザルを実施するものです。 このため美郷町は、基本設計過程で知り得た情報が、本プロポーザルの審査結果に有利に働くことはないと考えます。 また、参加資格を有する者には図面データ（PDF）と地質調査業務報告書（抜粋）を提供することとしています。</p>
<p>2. 業務説明書 P2. 1. (5)総工事費について 総工事費15億円（税抜）の中に、既存建物の解体費用は含まれていますでしょうか。</p>	<p>P4ウ 「評価テーマに対する技術提案」にありますとおり、想定総工事費には、テナント部分を含む全ての用途の建築主体工事費（家具等の備品を含む。）及び外構・造成工事費を含み、既存店舗の移設費、解体費は含みません。</p>